

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則
- ◇告示 土地立入の許可
結核予防法による医療機関の指定
特別清掃地域から除く区域等
鳥取県開拓事業入植施設災害復旧補助金交付規程等の廃止
牛の結核病検査等の実施
ひな白痢検査の実施
- ◇公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号（道路の交通に関する規制について）の一部改正
- ◇公告 鳥取県警察官（巡査）採用試験の実施

規則

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十五号

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「（その額が別表に定める額をこえるときは別表に定める額）」を「（その額が六千円をこえるときは六千円）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

告示

鳥取県告示第五百十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一
条第二項の規定に基づき、次のとおり土地立入りの許可
をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十八年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称 中国電力株式会社鳥取支店

二 事業の種類 電気事業(送電線路の支持物変更及
び電線張替え)

三 立ち入ろうとする土地の区域

米子市西福原、米原、三柳、両三柳、河崎、夜見、富

益、上和田、和田

四 立ち入ろうとする期間

昭和三十八年九月三十日から

昭和三十九年六月三十日まで

鳥取県告示第五百十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六
条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定した
から、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二
十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和三十八年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 開設者

昭和三十八年 山根医院 鳥取市賀露町九 山根 通興
九月七日 九九番地

鳥取県告示第五百十五号

清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第四条の規定
に基づき、特別清掃地域から除く区域及び特別清掃地域
に指定する区域を次のとおり指定し、昭和三十八年十月
一日から施行し、昭和二十九年七月鳥取県告示第三百八
十号(特別清掃地域から除かれる区域及び特別清掃地域
に指定する区域について)は、廃止する。

昭和三十八年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 清掃法第四条第一項ただし書の規定により特別清掃
地域から除く区域

市 別 町 名 又は 字 名

鳥取市

百谷、滝山、小西谷、卯垣、岩倉(新道を除く)。
浜坂(鳥取砂丘地域を除く)。(覚寺、円護寺、数
津、叶、宮長、的場、大覚寺、吉成、富安(新袋
川以北を除く)。(賀露町のうち海水浴場地域、妙
徳寺、双六原、矢矯、洞谷、瀬田蔵、長柄、赤子
田、長谷、倭文、玉津、横枕、猪子、岩坪、上砂
見、中砂見、下砂見、伏野、小沢見、白兔、内海
岸、御熊、三津、里仁、岩吉、足山、布勢、桂見、
高住、良田、三山口、徳吉、安長、秋里、江津、
南隈、晚稻、野寺、服部、菖蒲、古海、徳尾、本
高、北村、西今在家、篠坂、中村、有富、高路、下
段、大塚、宮谷、嶋、大桶、向国安、竹生、上味
野、朝月、源太、下味野、松原、金沢、矢反田、福
井、大畑、松上、尾崎、上段、上原、河内、楨

倉吉市

原、細見、入坂、橋本、馬場、国安、蔵田、円通
寺、雲山、新、大枝、桜谷、正蓮寺、東今在家、
杉崎、余戸、生山、桂木、船木、広岡、海蔵寺、
紙子谷、香取、禰宜谷、湖山町
下田中、富海、下大江、生田、福守、北野、中河
原、東鴨、小鴨、岩倉、菅原、大原、栗尾、下餘
戸、上餘戸、八尾、伊木、山根、福庭、清谷、中
江、小田、古川沢、井手畑、新田、大塚、穴窪、
上古川、蔵内、石塚、福山、鴨河内、広瀬、耳、
黒見、横田、福光、国分寺、下古川、秋喜、国
府、大谷、不入岡、和田、寺谷、上神、尾田、福
富、橋本、志津、杉野、沢谷、梓谷、長谷、中
野、大河内、森、三江、上福田、下福田、上米積、
下米積、岡、大立、上天立、立見、椋波、盤若、
福積、今在家、服部、桜、河来見、北面、穴沢、
尾原、別所、鋤、谷、津原

東山町、長砂町、自久美町、陰田町、大谷町、陽田町、安倍、中島、観音寺、両三柳、河崎、西福原、東福原、米原、上福原、皆生（温泉地区を除く。）上後藤、旗ヶ崎、別所、上安曇、下安曇、青木、兼久、榎原、大袋、諏訪、八幡、福市、彦名町、大崎、葭津、大篠津、和田町、富益町、夜見町、蚊屋、今在家、二本木、熊党、浦津、吉岡、石井、奥谷、美吉、宗像、田原、橋本、祭喜良、吉谷、古市、新山

米子市
上道町、中野町、福定町、竹内町、高松町、新屋町、小篠津町、佐斐神町（県道筋を除く。）森岡町、渡町、外江町

境港市
二 清掃法第四条二項の規定により、特別清掃地域に指定する区域

郡別 町名及び字名
智頭町大字智頭（上市場、楠谷、段を除く。）
若桜町大字若桜

八頭郡

岩美郡
岩美町大字岩井

福部村湯山のうち砂丘地区

気高郡
気高町大字浜村（旧浜村を除く。）大字勝見
青谷町大字青谷

羽合町大字上浅津のうち温泉区
東郷町大字中興寺引地のうち旭町

東伯郡
三朝町大字三朝、大字山田のうち茶屋
関金町大字関金

東伯町大字八橋
赤碕町大字赤碕

淀江町大字淀江
大山町大字大山

西伯郡
名和町大字御来屋

日野郡
日野町大字根雨、大字黒坂
溝口町大字溝口、大字立岩、金屋谷のうち榊水原
江府町大字江尾、大字小江尾

鳥取県告示第五百十六号

次に掲げる告示は昭和三十八年九月二十七日限り廃止する。

昭和三十八年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県開拓事業入植施設災害復旧補助金交付規程（昭和二十六年三月鳥取県告示第二百五号）

開拓事業入植施設補助金交付要綱（昭和三十七年七月鳥取県告示第三百九十五号）

鳥取県告示第五百十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病、ブルセラ病、ピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十八年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ピロプラズマ病及びだに駆除のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病検査、ブルセラ病検査

牛 搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。

ただし、生後六ヶ月以内のもの、分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

ピロプラズマ病検査
牛。ただし、生後三ヶ月以内及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び駆除の方法
結核病検査 ツベルクリン皮内反応
ブルセラ病検査 急速凝集反応及び試験管凝集反応
ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
だに駆除 BHC散布

別表 結核病、ブルセラ病、ピロプラズマ病 検査ダニ駆除

実施期日	実施区域	実施場所
十月 三日	日南町	立岩、市場、無坂
〃 四日	〃	上石見、谷川、宗金
〃 五日	〃	下花口、上花口
〃 七日	〃	大原、東ノ原、元庄屋
〃 八日	〃	大原、笠木
〃 十二日	〃	下阿毘縁、上阿毘縁
〃 十四日	〃	大菅、戸波、大原
〃 十五日	〃	折渡、粟谷
〃 十六日	〃	上石見、下石見
〃 十八日	〃	中石見
〃 十九日	〃	新屋、多里
〃 二十一日	〃	萩原、萩山
〃 二十二日	〃	神戸上、花口
〃 二十三日	〃	三栄、丸山
〃 二十四日	〃	上坂、豊栄、井原

〃 二十五日	〃	福塚、中野
〃 二十八日	〃	矢戸、宮内、河上
〃 二十九日	〃	茶屋、熊塔
〃 三十日	〃	小濁、福万来
〃 三十一日	〃	佐々木谷、谷中
プロプラズマ病検査及びダニ駆除		
実施期日	実施区域	実施場所
十月 八日	気高郡気高町、宝木地区	気高町上光検査場
〃 九日	〃	〃
〃 十日	鹿野町、鹿野地区	奥沢見
〃 十一日	青谷町、勝部地区	鹿野町山畑
〃 十二日	〃	青谷町桑原
〃 二十一日	〃	紙屋
〃 二十二日	中郷地区	田原谷
〃 二十三日	〃	絹見
〃 二十四日	勝部地区	山田放牧場
〃 二十五日	鹿野町、小鷲河地区	楢根、鹿野町河内検査場

鳥取県告示第五百十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十八年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

〃 二十八日	〃	小鷲河農協
〃 二十九日	〃	小別所検査場
〃 三十日	鹿野地区	鬼入道

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏及びこれと同一構内で飼育されている鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 ひな白痢急速凝集反応

別表 ひな白痢検査日程

実施期日	実施区域	実施場所
十月 一日	八頭郡船岡町	各種鶏場
〃 二日	〃	智頭町、八東町
〃 三日	〃	船岡町
〃 四日	〃	若桜町
〃 八日	八東町	〃
〃 九日	那家町	〃
〃 十日	智頭町	〃
〃 十一日	用瀬町、八東町	〃
〃 十二日	船岡町	〃
〃 十四日	智頭町	〃
〃 十五日	船岡町	〃
〃 十六日	若桜町、八東町	〃
〃 十七日	智頭町、河原町	〃
〃 十八日	八東町	〃
〃 十九日	船岡町	〃
〃 二十一日	八東町、河原町	〃

一級国道九号線 米子市富士見町二丁目一五五番地地先から同市陰田町六一五番地地先までの間及びこれを連絡する旧市内各道路(但し一級国道九号線米子市久米町五八番地地先から祇園町一丁目一七番地地先までの間八五〇メートルを除く)	二、七〇〇メートル	三〇キロメートル
県道米子環線 米子市夜見町一九四五番地地先から同町二一九〇番地地先までの間	三五〇メートル	三〇キロメートル
日吉津川道(旧国道線)西伯郡日吉津村大字富吉三六一番地地先から同村大字日吉津九〇四番地地先までの間	四〇〇メートル	三〇キロメートル
県道鳥取城崎線 岩美郡岩美町大字浦富二、六四六番地地先から同地内懸野神社入口までの間	六〇〇メートル	三〇キロメートル
県道鳥取城崎線 岩美郡岩美町大字大谷三五二番地地先から同地内八二〇番地地先までの間	一、〇〇〇メートル	三〇キロメートル
一級国道五三三号線 岡山鳥取線 内波一木二六五番地地先までの間	九四〇メートル	三〇キロメートル
一級国道九号線 気高郡気高町大字勝見字永枝六六一番地地先から同町大字浜村字猫石二三五番地地先までの間	七五七メートル	三〇キロメートル
一級国道九号線 気高郡気高町大字浜村四五五番地地先から同地内三〇四番地地先までの間	六五〇メートル	三〇キロメートル
一級国道九号線 東伯郡大栄町大字由良宿四七九番地地先から同地内一七七三の三番地地先までの間	九〇〇メートル	三〇キロメートル
一級国道九号線 東伯郡東伯町大字八橋二六〇番地地先から同地内一、六〇一番地地先までの間	一、五〇〇メートル	三〇キロメートル
二級国道一八〇号線 日野郡日野町大字根雨一四一番地地先から同地内九〇七の三番地地先までの間	一、〇〇〇メートル	三〇キロメートル
二級国道一八三号線 県道石見、生山停車場線 日野郡日南町大字生山四九八番地地先から同地内一五六番地地先までの間	六三〇メートル	三〇キロメートル
二級国道一八三号線 日野郡日野町大字黒坂一、八六六番地地先から同地内一、三〇〇番地地先までの間	一、〇〇〇メートル	三〇キロメートル
県道米子石見新見線 日野郡日南町大字中石見九〇の一番地地先から同地内上石見七七二番地地先までの間	七〇〇メートル	三〇キロメートル
県道米子環線 境港市上道町下の川北詰から同市内境港駅までの間及びこれを連絡する旧市内各道路		三〇キロメートル
一級国道九号線 米子市錦町二丁目一〇番地地先から同市西福原字西原新道四六三の一番地地先までの間	一、〇〇〇メートル	四〇キロメートル (ただし、第一種原動機付自転車を除く。)

00082

(第3種郵便物認可)

第3466号

報

公

鳥

取

鳥

金曜日

昭和38年9月27日

13

公 告

昭和38年度鳥取県警察官(巡査)採用試験の実施について、次のとおり公告する。

昭和38年9月27日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

この試験は、鳥取県警察本部又は鳥取県下の警察署に勤務する鳥取県警察官(巡査)の採用試験です。

1 採用予定人員及び職務内容

- 1 採用予定人員 約 40人
- 2 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

2 受験資格

- 1 学 歴 学歴は、問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。
- 2 年令及び性別 昭和14年4月2日から昭和20年4月1日までに生まれた男子に限ります。ただし、高等学校を昭和39年3月31日までに卒業する見込みの者は、昭和21年4月1日までに生まれた者でも受験できます。

3 受験できない者

次の各号の一に該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁治産者及び準禁治産者
- (3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

- 1 方 法 警察官として必要な知能及び教養について、筆記試験(教養試験、作文試験)を行いません。
- 2 日時及び場所 昭和38年11月3日(日)に鳥取市及び米子市において行ないます。開始時間及び試験場は、受験票交付の際お知らせします。
- 3 第1次試験合格者の発表 昭和38年11月9日(土)に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

1 方 法

- (1) 口 述 試 験 主として人物について、個別面接による試験を行ないます。
- (2) 身体検査及び体力検査 職務遂行上必要な身体及び体力を有するかどうかについて検査します。なお、検査には次のような基準があります。
 - イ 身 長 おおむね162cm以上であること。
 - ロ 体重及び胸囲 身長に相当する発育をしていること。
 - ハ 視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上できまう正視力が1.0以上であること。
 - ニ そ の 他 弁色力が完全で、身体に奇形その他の異常がないこと。
- (3) 身体精密検査 胸部疾患、性病等の伝染性疾患の有無について行ないます。

- (4) 身 上 調 査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。
- 2 日時及び場所 昭和38年11月中旬に鳥取市において行ないますが、第1次試験の合格者に通知します。

5 最終合格者の発表

昭和38年11月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

6 合格から採用まで

- 1 合格者は、採用候補者名簿に記載されたうえ、警察本部長の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。
- 2 採用後は、鳥取県巡査に任命され、巡査見習生として鳥取県警察学校に入校（昭和39年4月の予定）し、1年間初任教養を受けたのち、巡査としての勤務に従事します。
- 3 給与は、巡査に任命され、巡査見習生として警察学校に入校すると、原則として、給料月額12,300円を支給され、その後、毎年1回定期的に昇給します。そのほか手当として、暫定手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当等が支給され、制服その他必要な被服も支給されます。
- 4 採用後は、だれでも実力次第で管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会を与えられ、上級の警察官へ昇進する道が開かれています。

7 受験手続及び受付期間

- 1 申込み用紙の請求
申込み用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は鳥取県内の各警察署及び各警察官駐在所に請求してください。郵便による場合は、あて先を明記して10円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは、送付しません。
- 2 申込み方法
申込み用紙に必要な事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受け取ってください。郵便による場合は、受験票の郵便はがき欄に住所及び氏名を記入し、5円切手をはってください。切手のないものは受験票を送付しません。
- 3 受 付 期 間
昭和38年10月9日（水）から昭和38年10月25日（金）午後5時まで。郵便による場合は、昭和38年10月25日（金）午後5時までの着信に限ります。

8 そ の 他

この試験の詳細については、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は鳥取県内のもよりの警察署、警察官派出所又は警察官駐在所に照会してください。郵便による場合は、あて先を明記して、10円切手をはった返信用封筒を同封してください。